

くらし 紙類・布類の持ち込み回収

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

各町の持ち込み場所、紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)と布類の回収を行います。

**日時** 12月24日(日)  
午前7時～9時

**場所**

- ・みとよ未来創造館前駐車場
- ・山本町保健センター前駐車場
- ・市民センター三野前駐車場
- ・豊中支所前駐車場
- ・三豊警察署託問交番裏駐車場
- ・市民センター仁尾
- ・運河沿い職員駐車場
- ・財田支所前駐車場

**品目と出し方**

新聞、雑誌、紙パック、ダンボールは品目ごとに紙ひもで十字に縛って出してください。布類は、必ず透明または半透明の袋に入れて出してください。濡れたり、汚れた布類は回収できません。



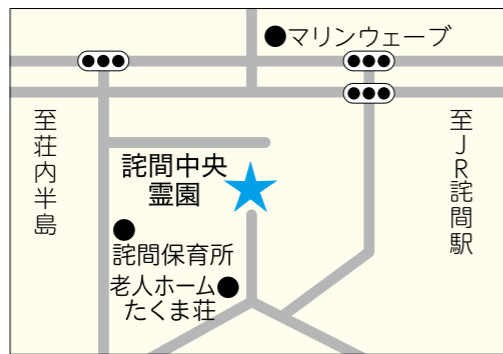
募集 市営墓地の使用者を募集しています

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

託問中央霊園(託問町)および久保谷霊園(三野町)の使用者を随時募集しています。希望する人は、次の募集要項をご確認のうえ、環境衛生課または各支所までお問い合わせください。

**募集要項**

**託問中央霊園**



所在地：託問町託問 7053 番地 4

【募集区画数】163区画  
(3・00m<sup>2</sup>×7・78m)

【永代使用料】402,000円  
722,260円

個人の土地(宅地・農地の二画など)に墓所を設けることはできません。



▲市ホームページはこちら

【募集区画数】1区画(4・25m<sup>2</sup>)

【永代使用料】300,000円

**資格要件**

次のいずれかに該当する人

- ①市内に本籍がある人
- ②市内に引き続き1年以上住んでいる人

※申請書は、環境衛生課または各支所にあります。

※募集区画の場所など詳細は、市ホームページをご確認ください。



所在地：三野町大見甲 7106 番地 1

久保谷霊園

健康 歯科健診で口の衰え(オーラルフレイル)に気がみましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014 / 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

**オーラルフレイルとは**

「フレイル」とは、高齢になり筋力や心身の活力が低下し、体力や気力が弱まっている状態のことをいいます。口の機能が衰える「オーラルフレイル」は、フレイルの前段階の状態でもあります。舌が回らず話すのが億劫になり、人とのつながりが減ったり、噛む機能や食欲の低下で低栄養となったりすると、全身の機能低下につながることもあります。

**オーラルフレイルチェック**

〜最近こんなことはありませんか?〜

- ・むせる 食べこぼす
- ・食欲がない 少しか食べない
- ・柔らかいものばかり食べる
- ・滑舌が悪い 舌がまわらない
- ・口が乾く ニオイが気になる
- ・自分の歯が少ない あごの力が弱い

思い当たる項目がある場合は、意識的にしっかりと舌や口を動かしましょう。

**オーラルフレイルに早く気付くために歯科健診が重要です**

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物を噛む力や飲み込む機能、舌や口唇を使って食べ物を取り込む機能の低下なども調べてくれます。

6月末に、75歳と80歳の人を対象に歯科健診受診券などを発送しています。まだ受けていない人は、この機会にぜひ受診してください。

**受診期限** 令和6年2月29日(木)まで

**受診時の持ち物**

- ①被保険者証 ②歯科健診受診券
- ③歯科問診票・健診票

※②・③は、6月末と一緒に発送しています。

※受診券などの再交付は、県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

**歯科健診までの流れ**

1. 歯科健診受診券が到着(6月末)
2. 歯科医院へ予約の電話
- ※案内に同封された「健診実施機関一覧」に記載されている歯科医療機関に限りです。
3. 問診票を記入
4. 受診

※健診は無料ですが、治療は有料になります。

お知らせ 社会体育施設の利用を希望する皆さんへ 社会体育施設利用希望調書を提出してください

▶申し込み・問い合わせ スポーツ振興課 ☎73-3138

**対象施設**

体育館(アリーナ)、野球場、テニスコートなどの社会体育施設

※学校体育施設の利用申請は、詳細が決まり次第、広報紙などでお知らせします。

**提出書類**

令和6年度三豊市社会体育施設利用希望調書

※行事・大会用と定期利用があります。

※複数施設の利用を希望する場合は、1施設につき1枚提出してください。

**提出方法**

- ①スポーツ振興課または次の施設へ提出

- ・高瀬B&G海洋センター
- ・山本町生涯学習センター
- ・豊中サンスポーツランド
- ・託問町体育センター
- ・財田町総合運動公園

※閉庁日や休館日は、お預かりできません。

②郵送にて送付

※FAX・メールでの受け付けは行いませんので、ご注意ください。

**提出期限** 12月20日(水)

利用者の調整終了後、改めて利用許可申請書の提出をお願いします。